

国土審議会 半島振興対策部会（第11回）

2023年2月24日

【佐藤地方振興課長】 皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、国土審議会第11回半島振興対策部会を開催いたします。私、事務局を担当しております、国土政策局地方振興課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小田切部会長、よろしくお願いいたします。

【小田切部会長】 承知いたしました。この会議では、進行的なことも含めて私が担当させていただきます。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めたいと思います。冒頭に、事務局より本日の会議の公開の取扱いと資料の確認などをお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 会議の冒頭におきまして、本日の会議の公開について御案内申し上げます。国土審議会運営規則第5条の規定によりまして、国土審議会の会議・議事録は原則として公開ということとされております。これは、同規則第8条第2項の規定により、当部会にも準用されているところでございます。したがって、本日の会議・議事録共に公開することといたします。

また、ウェブ会議システムにより、一般の方を含めて登録していただいている方向けに配信を行っております。あらかじめ御了承いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第、委員名簿、座席表のほか、資料が1点、A4横の御議論いただきたい事項でございますが、席上配付資料が1点。こちらの資料は委員限りでございますので、御留意を願います。このほかに参考資料が1から3まで、3点添付してございます。資料の不備等ございましたら、お知らせくださるようお願い申し上げます。

次に、委員の御紹介でございます。お手元の委員名簿を御覧いただきたいと思います。前回開催以来、沼尾波子委員が特別委員から委員へ、岸本周平特別委員、黒谷友香特別委員、重藤さわ子特別委員の3名が新たに就任されております。なお、岸本特別委員は公務のため御欠席との連絡をいただいております、代理で和歌山県、阪口公章様が御出席されております。

では、委員の御紹介をさせていただきます。

部会長、小田切徳美委員でございます。

【小田切部会長】 改めまして、どうぞよろしくお願いします。

【佐藤地方振興課長】 沼尾波子委員でございます。

【沼尾委員】 沼尾でございます。よろしくお願い申し上げます。

【佐藤地方振興課長】 岡部明子特別委員でございます。

【岡部特別委員】 岡部です。よろしくお願いします。

【佐藤地方振興課長】 岸本周平特別委員の代理として、阪口公章様でございます。

【岸本特別委員代理（阪口）】 阪口でございます。知事が初の県議会のほうで出ておりまして、公務がありまして、すみません。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 黒谷友香特別委員でございます。

【黒谷特別委員】 よろしく願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 坂田一郎特別委員、そして部会長代理でございます。

【坂田部会長代理】 よろしく願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 重藤さわ子特別委員でございます。

【重藤特別委員】 よろしく願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 高橋貞光特別委員でございます。

【高橋特別委員】 よろしく願いします。

【佐藤地方振興課長】 玉沖仁美特別委員でございます。

【玉沖特別委員】 よろしく願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 中嶋康博特別委員でございます。

【中嶋特別委員】 よろしく願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 中山幹生特別委員でございます。

【中山特別委員】 よろしく願いします。

【佐藤地方振興課長】 永澤映特別委員でございます。

【永澤特別委員】 永澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 野口智子特別委員でございます。

【野口特別委員】 野口です。おはようございます。

【佐藤地方振興課長】 山下東子特別委員でございます。

【山下特別委員】 山下です。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】　　続きまして、事務局側の出席者を紹介いたします。木村国土政策局長でございます。

【木村国土政策局長】　　木村でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】　　吉田大臣官房審議官でございます。

【吉田審議官】　　吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】　　出口半島振興室長でございます。

【出口半島振興室長】　　出口でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】　　私、先ほど御挨拶申し上げました、地方振興課長の佐藤でございます。

なお、本日は、本部会の定足数を満たしておりますことを、念のため申し添えます。委員の皆様におかれましては、本部会の運営につきまして御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【小田切部会長】　　それでは、議事に先立ちまして、木村国土政策局長より、御挨拶をどうぞよろしくお願いいたします。

【木村国土政策局長】　　国土政策局長の木村でございます。本日は、委員の皆様方、御多用中のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、着任以来、審議会をいろいろ開いておりますけれども、最近オンラインの会議が多くて、これだけ一堂に会した会議というのは初めてでございまして、ちょっと感激をしていたところでございます。

ウェブはウェブで、すごく便利で日程調整なんかもすぐできて、我々としても非常に合理的だなと思うのですが、直接会って、会議の前後にお話ししたりするところで大事なところもあったりして、こうやって皆さんとお会いできるというのも非常にいい機会だなと思ひまして、改めて感激した次第でございます。今日はよろしくお願いいたします。

今、我々の局で国土形成計画という新しい国土計画を策定しておりまして、小田切部会長や坂田代理にもいろいろお世話になっているのですが、いろいろな国土をめぐる課題を整理しております。例えば、御案内のとおり、人口減少、少子高齢化、これは非常に、特に最近ますます減少が激しくなっている。あるいは、災害が激甚化している、気候変動への対応をしなきゃいけないと。

国際情勢に端を発して、エネルギーでありますとか、あるいは食料でありますとか、安定供給という課題が出てきている。あるいは、アジアの安全保障の問題もある。もう

課題だらけでありまして、これからどうしていくのだろうということで、いろいろ検討しております。

一方で、コロナ禍を経まして、例えば働き方改革でありますとか、あるいはテレワークがものすごく進んだということ。あと、若者の地方志向というのが非常に、これはアンケート調査を見ても明らかでありまして、地方回帰という動きが潜在的に非常に出てきているという状況がございます。

あるいは、これから地域の産業をいろいろ考えていくに当たって、課題への対応を考えた場合に、例えば一次産業、あるいは観光、そういったものが地方で主力の産業になっていくということを考えると、半島地域というのはいろいろな魅力を抱えた地域でありますので、これから大いに可能性を秘めている地域だなというふうに、我々、改めて思っているわけがございます。

半島振興法、令和6年度末が時限でございまして、再来年度いっぱいでの振興法の期限が切れるということでございますので、それを前に、今、我々、例えば予算でありますとか、税制でありますとか、そういった形で半島地域の振興支援を行っているわけでございますけれども、この法律の期限を迎えて、改めて今後どういう振興策を講じていくことが必要かということで、まだ2年ちょっとありますけれども、少しじっくりとこの部会で御議論いただきたいというふうに思っております。

今日は、この法律の施行状況の評価、半島地域をめぐる現状、半島地域政策の概要について御報告させていただいて、今後、この半島地域の振興に当たって重要となる事項について、皆様方から活発な御議論をいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの冒頭の御挨拶は以上でございます。

【小田切部会長】 木村局長、ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。お手元の議事次第を見ていただきますと、半島振興計画の評価のための現況把握等に関する調査について議論させていただきたいと思います。

ただいまから、事務局から御説明いただきたいと思います。あらかじめ申し上げます、その後、1人三、四分間で御質問や御意見をいただきたいと思います。その際、お手元にある名簿の順にいただくことになります。つまり、一番最初、沼尾先生から、その後、岡部先生という、そういう順番になりますので、もしよろしければ御準備を進め

ていただければと思います。

それでは、事務局からの御説明をお願いいたします。

【出口半島振興室長】 改めまして、半島振興室長を務めております出口と申します。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございます。

お手元の資料のA4横のパワーポイントの資料でございます。国土審議会第11回半島振興対策部会 半島振興計画の評価のための現況把握等に関する調査についてという資料で、御説明させていただきます。

まず目次でございますが、本日、主に4点御報告させていただきたいと思っております。1点目から申し上げます。3ページ目でございます。半島振興施策の概要ということでございまして、昭和60年に半島振興法は成立しております。当時から10年間の時限立法として制定されて、これまで3度延長されております。直近は平成27年3月に改正、延長ということで、先ほど局長の木村からもございましたとおり、令和7年3月が現行法の期限となっております。

こちらの半島振興法の目的につきましては、一番上の丸に書いてありますとおり、食料の安定供給というところなど、我が国において重要な役割を担っている半島地域というところについて、多様な主体の連携と協力を促進しながら、また、道府県・市町村が広域的に連携していく、いわゆる広域連携法の枠組みという仕組みをとっている法律になっております。その上で、半島地域の自立的発展、そして定住の促進を図っていくなどを目的としております。

広域連携ということで、道府県知事のほうで半島振興計画という10年間の計画を作ってください、計画に基づいて、国や道府県、市町村が連携して、あと官民連携で対応を進めていくということになっております。

右下のほうに、地域の現況ということで、今23地域が支援対象地域として指定されておまして、22道府県、194市町村で構成されております。人口につきましては、全国の3%程度でございますが、人口増減率、高齢化率、御覧のとおり、なかなか厳しい状況になってきているという状況でございます。

主な半島振興施策につきましては、次のページから御紹介させていただきます。4ページ目でございますが、半島振興の必要性です。半島地域というのは、単に条件不利な地域というだけではないというところで、半島地域の特徴・役割を3点掲載させていただいております。

1 点目、漁港や重要港湾が多く、工業団地も多く整備されているなど、物流・人流、産業集積の拠点であるということでございます。それから、2 点目、漁業、農業、古くから盛んな地域ということで、全国的に水産物や農産物の占める割合も高いということで、都市部も含めて全国に食料を安定供給している拠点としての機能も有していると。3 点目でございますが、そういった古くから人が営みを続けている地域ということで、自然景観だけではなくて、独自の文化なども含めて、豊富な地域資源というのを有しているという地域だというふうにされております。

そういった重要な役割を担う半島地域でございますが、やはり条件不利性というものはございますので、どうやってこの地域を残していくのかということは、国土政策上の観点からも重要というふうに考えております。

下のほうは、先ほどの2 3 地域指定されているということで、半島振興対策実施地域、一応指定要件というものがございましてというところを御説明させていただいております。

5 ページ目につきましては、特に半島地域の重要な役割として、水産物、農産物の供給ということでございます。先ほど申し上げたとおり、人口割合3 %に対して、下の円グラフのとおり、特に水産物に関しては非常に多い割合、20 %、30 %というようなところで供給されているということで、これが都市部も含めて食料が提供されているという状況で、食料安全保障の観点からも重要な地域というふうに受け止めております。

6 ページ目でございます。半島地域の条件不利性についても簡単に御報告させていただきます。昭和60年、法律が制定したとき約509万人だった人口が、令和2年には377万人ということで、約26 %減少しております。右側の生産年齢人口の推移の表のグラフのとおり、全国平均で87.1に対して、半島地域67、それから生産年齢人口100に対する高齢者の割合も、全国平均に比べて非常に高い状態になっている次第でございます。

7 ページ目でございますが、半島振興法の一部を改正する法律ということで、平成27年、直近の改正事項の概要をまとめさせていただいております。そういった人口減少の状況も踏まえて、法律の目的に定住の促進というものが追加されたり、また、定住の促進を図るために、半島振興計画の記載事項として、必要だと思われるものとして交通通信、就業、医療、防災体制といったようなところが追加され、それに伴いまして、右側になりますけれども、主務大臣としても、当時は国土交通省、総務省、農林水産省、これらの3大臣が主務大臣だったところ、新たに4つの省の大臣が主務大臣として追加

されているという状況になっております。

8 ページ目でございますが、半島振興計画、道府県が作成するものの記載事項というものを簡単に列挙させていただいております。10 項目がメインになっておりまして、最後にその他ということになっております。

それから、9 ページ目でございます。続きまして、2 番目の事項として主な半島振興施策でございますが、1 つ目は、補助事業として、半島振興広域連携促進事業というのが平成 27 年に創設されております。産業振興につきまして、特に特産品の開発や販売促進、販路開拓といったもの。定住促進につきましては、移住関係ということで、相談窓口の設置とか、移住フェアとか、セミナーとか、そういったものに関して。交流促進、観光につきましても、情報発信とか、物販、フェアとか。こういったものにつきましての支援をするソフト事業向けの支援メニューを、新たに創設しております。

10 ページ目でございますが、税の関係。税制優遇措置も、国税・地方税有しておりますが、国税のほうにつきましては、割増償却制度という 5 年間の特例を設けております。製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等という形で、これらの新規投資、設備投資に対して、割増償却ということで、税負担の繰延べができるということで、キャッシュフローも含めて投資をしやすい状況を作るということにしております。

11 ページ目につきましては、地方税の方の不均一課税の減収補填措置でございます。こちらは、事業税、不動産取得税、固定資産税につきまして、自治体のほうで不均一課税と申しますが、要は減免措置を設けた場合に、その減免した部分の減収額について国が補填するという制度が設けられているということです。こちら、国と自治体が協力して、設備投資とかを促していくという形になっていて、よく利用されているところでございます。

12 ページ目でございますが、半島振興道路整備事業債ということで、やはり半島地域、道路がつながっているということが大事だということです。特に防災、最近の気候変動で、いろいろ海側の地域というものの被害も大きくなっているということで、防災機能強化に関する道路整備事業、下のほうになりますけれども、充当率 90% に対して交付税措置率 30% ということで、実質的に 27%、国の支援が受けられるというふうになっております。

13 ページでございます。関連施策といたしまして、1 つ御紹介させていただきます。社会資本整備総合交付金という交付金がございますが、その中の広域連携事業として、

広域で行う、例えば道路とか鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅など、こういったものに関しての支援ということで、右下のほうになりますけれども、半島地域につきましては、自立的発展・活性化等に向けた取組の推進に資する事業について重点配分を行うと。

一例を申し上げますと、観光施設とかが地域の離れたところにあるような場合に、そういったものを繋いでいく道路とかの整備、こういったようなものに支援しております。

14ページ目でございます。令和3年度に行った調査事業について、簡単に御報告させていただきます。先ほど、補助事業で、観光、産業振興、定住促進というようなところの補助事業を支援メニューとしてつくっていると話いたしましたが、そういったものを活用していく際に必要なテキストみたいなものを、簡単なガイドラインとして作らせていただきました。

マーケティング戦略の作り方みたいな形で、実際に観光とか、移住もそうですけれども、外から人やお金を呼び込んでいくためには、マーケティング志向というものが大事になってくるということで、テキストをつくって、実践的なものとして関係自治体に事例とかも含めたものをお配りしております。

15ページ目でございます。こちらは、令和3年度の補正予算から開始させていただいておりますが、先ほど半島地域は食料の安定供給拠点という重要な役割を果たしているということで、コロナ禍で、他方で、旅館とかも含めて食品関係、非常に厳しい状況に落ち込んだということで、半島の一次産業の販路拡大とかを支援するために、この事業、調査事業として実施しているところでございます。

半島の食のブランド化推進ということで、具体的には、半島産品の発掘、販路拡大などのための官民連携、多様な主体の連携の体制を構築するという目的で、ECサイトとかを活用して、産品の価値を増大したり、実際に販路開拓に繋げていく実証調査を行っておりまして、そういったものを通じて、官民連携体制をつくって、半島の食のブランド化を推進していければということで、進めさせていただいております。

ちなみに本日、新たに特別委員になっていただいた黒谷友香様におかれましては、この事業の関連で、昨年、ペニンシュラとは英語で半島という意味になりますけど、ペニンシュラ応援大使に就任していただいて、半島の魅力について、いろいろ情報発信に御協力いただいているところでございます。

16ページ目でございますが、こちらの事業、引き続き継続することが望ましいだろ



うということで、令和4年度補正予算においても、引き続き半島の食のブランド化を進めていく官民連携体制を進めていくことになっております。

新たに半島地域ならではの食のキラコンテンツを創出するための商品開発の支援体制というのも構築できればということで、1ポツのところに記載されているとおり、試作品、半島の特産品の開発とか試行販売、それから、あと製法の共有。こちらは、レシピとか製法について、無料で半島地域の方々に御提供するという形で、オープンソース化を目指してご当地グルメ化みたいなことが図ればよいのではないかという新たな取組もしながら、令和3年度の実証事業の成果も踏まえながら、維持発展も図っていくことを考えております。

17ページ以降につきましては、令和2年度に中間評価という形で、改正半島振興法、5年経ったということで、施行状況の評価、こちらは坂田部会長代理を筆頭に、中山委員にも御協力いただきながら調査をまとめさせていただきました。主な改正事項である定住促進、交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化について、評価させていただきました。

コロナ禍に伴う地方の関心の高まり、それからまた、やはりデジタルというものの活用というものによって、人口減少社会に対応していくというところがポイントになっていると理解しております。

18ページ目につきましては、同じく、中間評価の中で半島地域の重要性和振興の必要性、それから半島地域を取り巻く状況、当時になりますが、新しい生活様式へ移行していくに伴っての影響と対応というものを、まとめさせていただいております。

19ページ目につきましては、改正半島振興法に基づく今後の半島振興施策において注力すべき点ということで、その現状分析、中間評価に基づきまして、右側のような戦略の方向性というものを5点、掲げさせていただいております。

1つ目のように、移住、二地域居住などの需要拡大に対応していくための促進施策というもの。それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、半島地域の強み、こちらを地域振興にどうやって繋げていくかということで、マーケティング戦略というものを構築していく。

そういったものによって、多様な主体の連携を促しながら、独自の魅力をどうやって作っていくかという点。現状、やっぱり生産年齢人口が下がっているということで、担い手の育成とか、あと専門的な人材が不足しているということで、そういったものの支

援、それから、デジタルツールの活用といったところがポイントになるのではないかとまとめられたところでございます。

20ページ目、最後になりますけれども、4つ目の半島振興計画の評価のための現況把握等に関する調査ということで、半島振興室で主に3点、調査を進めていく予定でございします。

1つ目は、半島振興計画の評価のための現況把握ということで、こちらは半島振興計画の記載事項である10点について、各種統計データとかを通じて、全国との比較とか、都市部を除いた地方圏との比較とかで現況を把握していくことを考えております。

2つ目につきましては、基本情報といたしまして、人口や交通アクセス、一次産業就業人口比率、工業集積率、財政力指数など、こういったものを同じく、全国比較とかで整理をしていきながら、今後の半島振興施策の在り方を検討する上で重視すべき事項について整理をしていければと考えております。

最後、半島振興法の配慮規定に関する現況把握も行う予定でございまして、21ページ目以降は、配慮規定に関する現況把握を行う上で、参考までに、最近、令和4年に改正された離島振興法、それから令和3年に制度が変わった、いわゆる過疎法と呼ばれている法律との比較の資料を、参考資料として付けさせていただいています。

ポイントとなるところだけ簡単に御説明させていただきます。21ページの目的規定につきましては、離島のほうにつきましては、半島が三方を海に囲まれているのに対して、四方、やっぱり海に囲まれているというところで、ほかの地域に比較して厳しい自然的、社会的条件の下でどうやって定住を確保していくか。

それから、過疎地域については、やはり人口の減少が著しいということで、そういったところに対してどうしていくかというような観点が目的に盛り込まれているところでございます。

22ページ目以降につきましては、22ページは半島振興計画をはじめとする計画について、離島振興法や過疎法でも計画を作ることになっておりまして、それらの比較になっております。表で下のほうに半島振興法に丸がついていないところ、再生可能エネルギー利用等とか、自然環境の保全、再生、介護サービス等、それから人材の育成、確保、移住、定住の促進、子育て環境の確保、情報化みたいなのが、新しいトピックとして離島法や過疎法に追加されているものがあるという状況でございします。

23ページ目以降は、ちょっと駆け足になりますが、そういった義務や配慮規定につ

いての差の表でございます。23ページでいうと、その他の福祉の増進の中で、離島法や過疎法には規定があるけど、半島振興法に規定がないもの、教育の充実についても同様に規定がないものが存在していると。

24ページ目、その他のところになりますけれども、計画事項とほぼ似ているのですけれども、同じく再生可能エネルギー、自然環境の保全、再生、移住、定住の促進、人材の育成とか、そういったようなところが、今、配慮規定とかが存在していないという状況になっております。

25ページ目以降はちょっと細かくなりますので、最初のリード文のところを見ていただければという形で、25、26、27、28、29、30、31、32、33ということで、最後34ページ目だけもう一回御紹介させていただきます。半島振興法には、先ほどの計画事項とかと併せてになりますけれども、現状においては、離島振興法や過疎法に規定がある再生可能エネルギー、それから自然環境の保全、再生、それから、あと、これは過疎法だけになりますけれども、定住、定住の促進、人材の育成等といった規定に対しての配慮規定がないという状況でございます。

駆け足になりましたが、事務局からの説明、こちらで終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【小田切部会長】 出口室長、どうもありがとうございました。非常にコンパクトにまとめていただきました。予告させていただきましたように、これから1人三、四分で御意見、御質問をいただきたいと思います。もちろん、資料についての詳細な御質問という形でも構いませんが、おそらくスケジュール的にはまだはつきりしておりませんが、この部会で最終的に改正法に向けた提言を出すような、そういうことにもなろうかというふうに思いますので、それを見据えて御質問もしていただければというふうに考えております。

ということで、まずは沼尾委員からお願いいたします。

【沼尾委員】 御説明ありがとうございました。それでは、幾つか気になったところを、最初、口火を切る形で申し上げたいと思います。

実は年明けに、大隅半島の最南端まで行ってきたのですけれども、出身者の方たちがUターンで戻ってきて、ビジネスを始められたり、新しい地域を作るという動きが始まっていて、すごくエネルギッシュなものを感じました。その反面で、移動する途中に空き家が非常に増えているとか、耕作放棄地、荒れ地も増えていると。やっぱり往復する

だけでもかなり距離もありましたので、この時間・距離というのはいろいろな意味で制約になっているというところも感じました。

そんな経験も踏まえて、今回気になったことを申し上げたいと思います。まず1点目ですけれども、先ほどの半島振興法の規定の中で、自然環境保全に関する規定がないというような話がありました。今後の半島の魅力ということを考えていく上でも、土地利用の問題ですとか、あるいは周辺の海、漁業権の問題も含めて、そこはどういう状況にあって、地元の方では、その活用についてどういう規制、ないしはルールを作っているのかというところについても把握する必要があると思いますし、そういった観点からの自然環境保全に対する考え方を、一定程度整理するということがとても大切ではないかというふうに思いました。

今後、為替レートがどんどん円安に向かっていくと、外国資本なども、景観が美しい半島に入って乱開発されてしまう恐れもあるかもしれませんし、それは心配だなというところもございます。こういったところの考え方を整理して、あるべき支援の方向を考えるというような考え方ができないかというのが、1つ目です。

それから、2つ目としては、資料を拝見しますと、都道府県知事が計画を策定するというところで、広域的な半島という単位での支援策ということだと、産業振興や、商品開発といったことが中心になっているのかなと思いました。

他方で、先ほども、今規定に入っていない教育ですとか、福祉ですとか、半島という、その土地の魅力について地域の中で学ぶことや、そこでの暮らしを支えるというところの、ある種、市町村ですとか、ローカルで担っているところの支援について、この振興策で盛り込むのかどうかというのはちょっと議論になるかなと思いました。

それで、おそらくは、それは別の規定で対応するという考え方もあるのかもしれないんですけれども、この地域の利便性ということを考えたときに、道府県の方では、医療の立地の計画なども策定していると思うんですけれども、半島独自の課題というものがあるのかどうかということも含めて、考えてみる必要はあるのかなと思います。

それから、3点目ですけれども、半島としてのまとまりということもあるんですが、大隅半島で見たときにも、それぞれの市町村、ないしは集落ごとにいろいろな活動の芽が出ているというときに、道府県を単位とした形での大きな計画というところと、地域の活動というところに、やっぱり相当距離があるなという感じがありました。

この道府県がやっている計画の中に、市町村がどういうふうにコミットしていて、そ

れが、その地域の中で出ているいろいろな活動というものとどういうふうに関連しながら、半島振興というものを、それぞれの担当、該当する県が担っているのかというところの実態をぜひ調べていただいて、道府県と市町村、あるいは地域の中で、どういう連携があり、そこにどういう課題があるのかというところで再整理しながら、市町村の役割というところを、何かもう少し考えてみるということが大切ではないかと、そういうふうに思ったところです。

取りあえず以上でございます。

【小田切部会長】      ありがとうございました。3点目については、後ほど岸本委員の代理の阪口さんから、少しでもお話をいただければと思います。1点目の半島振興法における規制の話については、事実の問題ですので、ここは今、聞かせていただきたいと思います。室長、いかがでしょうか。

【出口半島振興室長】      土地利用とか、海の方の話で私が承知している範囲になりますけれども、半島振興法というよりは、別の法律の方で規制されている中、半島振興法に特別な規制というものは、現状は存在していないと承知しております。

海の関係につきましては、ちょうど今の通常国会に3つほど関連している規制緩和の法案とかが出ているというのは、承知はしているところですので、そういったところの状況もちょうと勉強させていただきながら、御指摘を踏まえて、どういったことを調査すべきか考えられればと思っております。

【小田切部会長】      ありがとうございました。沼尾委員からは半島振興をめぐって、新しい視点をいただいたように思います。

それでは、岡部特別委員、お願いいたします。

【岡部特別委員】      まず、御説明いただいたことに対して直接の確認なのですが、この半島振興法では、第1条の目的で、定住の促進がうたわれているにもかかわらず、義務配慮規定は存在しないという理解で間違いないでしょうか。

【出口半島振興室長】      はい、現状はそうになっております。ただ、代わりに補助事業として、多様な主体の連携を促す中に定住促進する補助事業を新しく設けたということで、配慮規定はないんですけれども、そういった補助事業を新しく作ったというところで理解しております。

【岡部特別委員】      分かりました。ありがとうございます。私自身は、多分強みは何かというと、実践をしているということだと思います。実践でしか気づかないことがわかる。

と言いながら、房総半島の南端に拠点があるんですけれども、かやぶきの民家があるんですけれども、そこで、ただ行ったり来たりして楽しく生活しているだけなんですけれども、実践してわかることがあるというところかと思います。

もともと国土計画に関わるようになったのは、EUレベルの国土計画と言えるようなもの、EUが統合してそれを調査の対象にしていたことから、国の国土計画と関わるようになりましたが、最近では、制度の外で起きていることで何ができるのか、どちらかというと、インフォーマルなことに興味を持ち、フィールドとしているのは空き家とスラムです、一言で言いますと。

それを、フォーマルな制度ではできないことを、何ができるかということ、どちらかというと今は興味を持っていると。そんな立場から、今日、議論してほしい事項として5つ挙がっている中の、1つは半島地域の現況把握についてです。もう一点は、関係人口の創出について。この2つについて、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず、半島地域の現状把握ですけれども、冒頭に食料の安定供給の面で重要な役割を果たしているということが言われる一方で、どうしても振興法という性格上、他の地域に比べてハンディを負っているという部分によって、統計データを集め、現状把握をしようとする傾向が強いわけですが、強みをどうやって半島振興に転じていくかという意味で、強みの統計データというものをもう少し意識して考えてみたらどうだろうかというふうに思います。

ちょっと具体的にアイデアがあるというわけではありませんけれども、ちょうどコロナ禍のときに、モビリティに関するプロジェクトを観光庁の補助事業としてさせていただきました。そこで、半島の端、それを逆手にとったような提案ができるのではないかと。具体的には、どこでも移動困難地域というのが高齢化に伴って増えてきていますけれども、その最先端のところにあるのが離島であり、半島でもあると。

他の交通から隔絶はされていなくても、かなり繋がっていないからこそ、新しい実験ができる場所であるとか、それを強みに転じられるような意識を持ってデータを集めるということがあるのではないかと思います。

少し、そこからは私の個人的なことになりますけれども、食料の六次産業化というのは、確かに産業としては重要なことではあるかもしれませんが、私自身は今、月に1.5回ぐらいですか、大体1泊2日ぐらいで通っています。何を買ってくるかというと、鮮

魚です。新鮮な魚が何よりもやっぱり魅力で、それを二、三日分まとめて買ってきて、東京で料理しているという、魚をさばくのが趣味です。趣味じゃないか。

ですので、皆さんもだんだんそれが分かってきて、最初は、新しい商品をくれたりしたんですけれども、最近はワカメであるとか、生の魚をごろっとくれることが多くなりました。それが現状把握についてですけれども。

もう一つ、関係人口に関してです。関係人口に関しては、別に半島に限ったことではないんですけれども、今年度の学生の修士論文でふと気づかされたことなんですけれども、関係人口というと、通常、交流人口以上、定住人口未満と。定住人口を含まないんですけれども、彼が調査したところ、この地域の担い手を考える上で、よそ者が重要だって言われるけど、そのよそ者というのは、定住の中でもライフスタイル移住者と呼ばれる人たちが含まれていると。それから、来訪者の中でも、地域と関わりを持ちたい人が含まれている。定住していても、地域の担い手にはならない人もいるということですよ。

逆に、来訪者の方でも、そんなにこまめに通っていなくても、関わりは強い人がいると。関係人口というと、広い意味での関係人口、移住者のある部分と、それから来訪者のある部分が地域の担い手としてのポテンシャルが高いのではないかと。そういう見方を半島振興だけではないんですけれども、できるのではないかというふうに、気づかされた次第です。

私からは以上になります。

【小田切部会長】 どうもありがとうございました。これも、新しい視点をいただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、阪口局長、代理出席ありがとうございます。お願いいたします。

【岸本特別委員代理（阪口）】 ありがとうございます。私の方からは、先ほど小田切部会長からお話があった、3点目のお話なんですけど、ちょうど私もそのような話をしようかなと思っていたところです。実は、私どものやっている仕事、局がやっている仕事やっぱりまちづくりというのは今すごく真剣になっていまして、田舎と町が共存する和歌山県のような地方都市の場合に、今人数が少なくなっている、少子化になっている中で、いかにしてハードも含めてどうしていったらいいかなということで、来年度、賑わいのあるまちづくりのような政策とか、それから、空き家対策のお話をしたりするというふうに進んでいます。

ただ、まちづくりをするに当たって、都道府県が思っている思惑と、先ほどの話なんですけど、市町村さんが思っておられる地域づくり、まちづくりの方向性というのが、意外と我々、いろいろな方々と話をしていると、随分違っているなど。

そういう意味で、先ほど仰っていただいた中で、やっぱり市町村と都道府県が違った考え方を持っていた場合に、いかにしてやるかなど。特に半島の場合は、非常に町と言われるような部分もあれば、非常に奥まったところであれば、村というような場所がありまして、考え方がすごく違うというか、そういった中で半島を振興していかなければならない。

両者共存したような中で、いかにしてまちづくりを進めていくかという中で、ちょっとどう調整していくのかというところが難しいなという課題になっております。今回、離島と過疎にある新しい視点の項目をつけていただくということは非常にいいなと思うんですけども、この中でもやっぱり考え方が2つあります。

例えば再生可能エネルギーについては、都市部の方々は意外と太陽光とか、そういったことについて違和感はありませんですけども、我々、私が以前やっていた自然環境の仕事でやれば、山の中に風力発電をつくるのは絶対反対だとかというようなのはありますし。そういった中山間部と都市部の考え方というのが、こんな田舎であっても随分変わってきているんだなという中で、新しい配慮規定をつくる場合にも、半島独特のというか、離島や過疎にはないようなニュアンスを入れていただけるといいなど。

個人的な意見というか、地域振興をあずからせていただいている職務の者として、また御意見いただけたらなというふうに考えております。

短いですが、以上でございます。

【小田切部会長】 非常にリアルな意見をいただいたと思います。今後の調査において、市町村間のずれといいましょうか、温度差といいましょうか、それをしっかりと把握するというのを重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、黒谷特別委員、お願いいたします。

【黒谷特別委員】 皆さん、初めまして、黒谷友香です。私、このたび初めてこの会に参加させていただいたんですけども、去年の6月に、先ほど出口室長から御紹介いただいたんですけど、ペニンシュラ、半島の応援大使というものに、歌手の五木ひろし様と一緒に就任させていただいて、何回か、それこそ和歌山のほうにも取材という形で行かせていただきました。



ワーケーションの施設を見たりとか、観光行事としてアドベンチャーワールドに行ったりとかして、そういうのをネットで配信して、記事として女性に読んでいただいたり、若い方に読んでいただいたり、知っていただくのを。今回の資料を読ませていただいて、私、観光庁の交通政策審議会観光分科会の臨時委員もやらせていただいているんですけど、そこでもこういう話をするんです。まさにここに書かれていることで、私、活動しているんだなというのが、実際、半島の方でペニンシュラとしてやっているのが、すごく実感が湧いて、もっとこれから半島の方に視線を向けないといけないというふうに、すごい責任を感じて、これから頑張っていけないといけないなというふうに思いました。

私、二拠点生活を25年ぐらい前から始めていて、千葉の茂原なんです。そこで住んでいたことから、ペニンシュラ応援大使というものを国土交通省さんからいただいて、東京と千葉を行ったり来たりしているので、そういう移動の大変さとかも分かりますし、あと、地域の皆さんとの交流とか、どれだけ、皆さん、頑張っているかとかも分かります。

そういったことを、お役立てくださいということで、お話をいただいて、ぜひということでやらせていただいて、こうやって皆様と顔を合わせて、ますますそれをさらに広めていけないといけないというのを、今回思ったんですけれども。

意見を言ってくださいということなので、ちょっとあれなんですけれども、移住の促進とかまだなかったんだと、私はびっくりして。さらに、私はしゃべっていきななきゃいけないなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【小田切部会長】      ありがとうございます。引き続き応援大使、よろしくお願いいたします。

【黒谷特別委員】      よろしく願います。

【小田切部会長】      それでは、坂田先生、願います。坂田先生には、部会長代理もお務めいただいております。よろしくお願いいたします。

【坂田部会長代理】      資料の19ページのところに、中間評価のまとめがございます。出口室長とこちらをやらせていただきまして、戦略の方向性のところに、私、この法律に関連する基本的な意見として、同じ意見でございますので、まとめさせていただいております。

こういったことを踏まえますと、やはり法の規定として、教育、それから自然資本、

自然エネルギー、情報通信、それから、先ほどお話のあった移住・定住の促進、こういったものには丸が今ついていませんけれども、そういったものが必要ではないかというふうに、この中間報告は意味しているかと思います。

実は過疎法がかなりオーバーラップしているので、過疎法を使われているところもあると思いますけれども、本来の趣旨からすると、こういった規定はあっていいのではないかというふうに考えます。

その上で、ちょっと今、強調したい点を2つ。1つは、デジタルです。ここでも申し上げたんですが、従来のインフラとデジタルは大きく違うところがございます。日本は昔、ファイバー・トゥ・ザ・ホームというのをやりまして、そのときは皆さん、やや批判的な声が多かったと私は感じていますが、しかし、その結果、光ファイバー網は日本全国、ほとんどきめ細かくくまなく整備されています。

最近では、総務省さんはさらに残った地域、引いておられるんです。そうすると、道路とか鉄道と比べて、半島地域の不利性というのはかなり緩和されているというふうに考えられますし、データの的にもそうっております。

ただ、現在はそのポテンシャルを極めて限定的にしか活用されてないと思います。これも、この中間報告の過程では能登半島に行かせていただきましたけれども、例えばワーケーションのプレイスに最後のラストワンマイルが引き込まれていない。民宿とか、そういうところに引き込まれてないと、結局使えませんので、今や高速通信インフラに接続できなくて仕事をするというのはほぼ困難なので、そこをちょっと繋ぐだけで、随分環境は変わるというところがございます。

それから、もう一つは、そういった通信やデジタルに関して、やっぱり専門家が全然おられないので、そういった方々を大都市圏から引き込むような仕掛けをもう少し工夫する必要があるかと思います。

2点目が、より重要な点なんですけど、私は価値の問題について、我々、もう少し考え方を変革することが必要だと思っています。従来、我々、どうしてもコストに10%とか、15%を掛けて値付けするという、コストマークアップ型の価値づけと言っているんですが、それにさいなまれていまして、それにとらわれてしまっている。

今の農産物とか、そういったものについても、やっぱりそういう考え方が染みついているんです。ところが、今皆さんが好んで買われる唯一無二と思うような商品というのは、別に原価が幾らかとかいうのは全然関係がなくて、原価と全く関係がなくて、相手

側が価値と感ずる価格で売、そういう感ずを持たないと、半島地域はやっぱりどうしても少量で多品種のものしか出せませんので、経済的な振興はできないというふうに考えられます。

そういうものであれば、例えばネットを使ってマーケティングをするのであれば、世界中に売れますので、共感してくれる人にしか売らつもりがないというような態度で売るとすれば、値段は全然変わってくると思うんです。そういうことを考える必要があります。

それから、今年の国土交通省さんの地域づくり表彰、非常に特徴的でした。私、選考をやらせていただいたんですが、要するに自分たちの作りたい地域を作ると。外の人オープンに迎え入れるけれども、外の人たちにおもねた何かを作るつもりは全然なくて、自分たちの考えで唯一無二の地域を作って、来たい人を迎え入れる。私も、その考え方も非常に重要で、それによって、先ほどの価値、唯一無二のもので、やっぱりすごく高い価値が生まれるというふうに考えます。

そういった観点から、これまでのちょっと説明で抜けているのは、多分、今の国土形成計画で議論している官民競争の考え方、そういった価値を引き出す専門家というのは、やっぱり官のセクターにあまりいないんです。民のセクターも非常に限られたところにしかないんですけど、そういう官民競争をすることによって、やっぱり新しい価値をつくっていくという考え方も政策に盛り込むのがよいのではないかと思います。

今回の半島の食のブランド化推進は、まさにそういった考え方の方向性にあるものだと思います。

以上です。

【小田切部会長】      ありがとうございます。国土形成計画にも繋がるようなお話をいただいております。ありがとうございます。

それでは、重藤特別委員、お願いします。

【重藤特別委員】      重藤と申します。よろしくお願いいいたします。私は、もう十何年もずっと、地域にある資源の活用が必ずや地方創生に繋がるんだというような考え方で研究してきています。なぜ地域が必要なのか、なぜ地域を振興しなければいけないかという観点でいうと、実は地球温暖化というものにすごく繋がっていると。そういう思いで、そこに必要となる定量的なエビデンス、あと地域のそういう方向をつくろうとしている人々を支援をしたり、という活動をずっとしてきたという人間でございます。

そういう観点で言いますと、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、地域振興の中で、私にとっては必須だと思われる項目がずぼっと抜けているというのは、結構衝撃的で。移住・定住の促進など、まさに地方創生のメイン、肝でございますし、あと再生可能エネルギーの利活用。これは、再生可能エネルギーを使えばいいとか、つくればいいとかということではなくて、基本的に持続可能な社会に移行するには脱炭素が必要というのが、今、世界的な共通認識になっております。

それから、また、さらにここ数年で非常に大きな課題として世界的に認識されてきているのが、まさに生物多様性、生態系、自然環境の保全及び再生。やっぱりそういう観点は、今後の世界的な共通価値として、必ず地域振興を考えるとときに盛り込まなければいけない項目だと思います。

その上で、3点申し上げたいと思っていることがございます。まず、地域振興を考えるとときに、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、稼ぐことは確かに重要なんですけれども、稼いだお金がどうなっているかという観点は非常に重要です。やはりそこに地域経済循環という形の考え方をしっかりと根づかせることが必要です。

なぜかと申しますと、本当にエネルギー、食料という部分では、非常に地域から流出している額が大きいです。額的にいうと、本当に数十億円の単位になってきますので、じゃあ、頑張って稼いで、それだけのお金、稼いだものがそのままじゃばじゃばと流れていっているという意味では、やはり地域にある資源でエネルギーをつくる、自給するという観点は非常に大事です。

食料についても、例えばある離島に行ったときに、牛はいます。だけど、牛乳はありません。なので、台風で船が来なくなれば、子供たちの給食の牛乳がなくなります。そういうような現状があっても、稼げていても、そこに牛がいても、地域が遮断されれば地域の子供たちが牛乳が飲めないという社会。例えば移住・定住を呼び込むときに、本当にそれが望ましい社会像なのかというようなことはあると思いますので、その観点は非常に大事だと思います。

この流れから言いますと、やはりマーケティングが重要視されることはすごく良いことなんですけど、やはり地域ブランディングという観点も必要で、じゃあ、半島という価値は一体何なのか、地域全体の価値というのは一体何なのかというときに、やはり今後の方向性としては、世界的な共通価値としても既に目指されているSDGsや、生物多様性。

あと、半島でも、もう既に登録がされている地域もありますが、世界農業遺産だったり。そういうような価値を、しっかりと半島の価値にひもづけていくということはすごく重要なと思います。

D XとかG Xもすごく言われているんですけど、広域連携はとても重要と言われており、では、何で重要なんですかといったときに、やはり2点、人材面とコスト面から。ただし、だからといって、地域外の、例えば東京のとても大きな会社さんに頼んだとしても、彼らがその地域で何があって、何がないのかということをしつかりと把握しているのか、できるのか。そこはやはり地域がしっかりと把握しておかなければならないことで、その情報をもって、どうやって彼らが持っているノウハウや知見、システムを生かすのか、ということになるのだが、その間のマッチングが困難というケースが非常に多いというようなこともあります。

ですので、その3点、価値の部分ということと、地域内経済循環ということと、それから、官民連携はどうあるべきなのか。この3点も含めて御検討いただけたらいいんじゃないかなと思います。

以上です。

【小田切部会長】      ありがとうございます。言ってみれば、目指すべき経済の質のような話をしていただきました。

それでは、高橋特別委員、遠いところからどうもありがとうございました。お願いいたします。

【高橋特別委員】      高橋でございます。半島に住んでいるという人間として、言わせていただきたいと思います。

まず、半島地域の基幹産業、これは一次産業が中心でございます。この振興については、半島地域の自立的発展を考える上で非常に重要だというふうに思います。特に、半島地域の特産品の開発、ブランド化を図るために、この半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証事業、これについては、我々、小規模町村については、こういったノウハウが不足しているということで、大変期待している事業でありますので、ぜひ継続していただきたいというふうに思います。

また、我々地域は三方を海に囲まれた条件不利地域ということでありまして、高規格道路網の整備など、まだまだ交通基盤の整備というのが遅れております。これも重要だというふうに思っています。

また、移住・定住を促進するために情報提供体制の充実、それから、就業対策の強化、子育て、医療、教育体制ということを委員の皆さん方も申し上げておりましたが、これらの充実に対する支援。国も、最近、随分少子化対策の強化ということを言っておりますが、本当にこれは喫緊の大きな課題であるというふうに思います。

そうは言っても、現状、このように何とか半島地域が維持されてきているということは、取りも直さず、やっぱり半島振興法の1つの成果だというふうに捉えることができると思います。

今回、長引く新型コロナであるとか、物価の高騰、特に農業関連資材、一次産業関連資材の高騰ということで、地域は大変苦慮をしております。こういった影響が、一番先に、早く出るのも半島でありますし、回復が一番遅れるのも半島地域ということであります。この国の食料安全保障という意味からも、この対策はしっかりとっていただきたいと。

それから、もう一つ、カーボンニュートラルへの貢献というのも、これは三方を海に囲まれている半島地域にとりまして、大変ポテンシャルの大きい資源ということでございます。しかし、残念ながら、連携する幹線が近くを通っていないということで、大変開発が遅れているという状況がございます。これはやはり、国の力で何とかしていただかなければ、なかなか。せっかく稼げる資源が半島にありながら、それを有効に利用できないということがございます。

こうしたことで、半島地域の半島振興法については、やはりもう一段ギアを上げていただいて対応していく必要があるなあというふうに、痛切に感じているところです。

以上です。ありがとうございます。

【小田切部会長】 町長、どうもありがとうございました。格差と同時に、タイムラグの話が出てきて、大変重要な御視点をいただいたと思います。

それでは、左の列に移らせていただきます。玉沖委員、お願いいたします。

【玉沖特別委員】 よろしく申し上げます。私は、地方創生のコンサルをしております。主に過疎地で人材育成をしながら、経済効果をつくる仕組みづくりを手がけております。それ以外にも、地方自治体の政策参与ですとか顧問などを務めておりまして、今日は現地視点で半島に関することを3点ほどお伝えさせていただきたいと思います。

まず、この半島振興法に関わるお仕事は、こちらにいらっしゃる先生方と約30年、一緒に取り組ませていただいてまいりました。残念ながら、ずっと大きな課題の1つな

んだなと思うことが、商品をつくって売るという経済活動の点です。

そこについて、まず1点目は、商品を作ること、売ることという点で、作るというところでは、とにかく加工場や製造機能が少ないところか、かつてはあったけど、今はなくなっていており、製造力が弱くなっているというところが非常に気になります。

一方で、原料はまだ魅力的なものが、量は少なくなっている、たくさん残っている、誇れるものがある。さらに、製造機械については、これは著しく機能が発展しておりまして、今ある素敵な原料で良い商品に作るということは技術的には可能なんだけれども、地域には残念ながらその製造力が落ちていっているという状況を、非常に憂いております。

売るという点では、先ほど坂田先生がおっしゃっておられた高い価値というところを非常に注視しております。例えば原価が100円だけど、つくり手が1万円と言ったら、1万円なんだと、私もよく現地でもお伝えしており、私はこれを適正価格と呼んでおります。ただし、もうちょっと頑張れというところがパッケージです。

お金をかけたパッケージということではなくて、価値が見た目から連想される、消費者が手に取りたくなるパッケージデザイン。ここも非常に勉強会を繰り返して、コストはかけなくても、自分の伝えたいことが伝えられる見た目というところを注力しております。この2年ほどは、バイヤーの方や各売場でもこのパッケージのことを、非常に大きな判断材料とし、取引ができる、できないという論点になっているなあということを痛感しております。

2点目ですが、半島のブランド化、ぜひぜひ大賛成で、私も偶然通りかかった島根県の松江駅で「半島の魅力」という大きな看板がかかった店舗を偶然に見かけて、とてもうれしく思ったんですけれども。売るという点で、過疎地共通ですが「実はふるさと納税の返礼品が一番の売上げなんです」という事業者の方が少なくない。

このふるさと納税の返礼品というところで、民間のWEBサイトなども含めてですが、ここでもぜひ半島ということを強調してブランド力を高めていくということができないのかなあと、御説明をお聞きして感じました。

それと、ブランド化という点です。ブランド化というと、うっかり高級感とか、高級なものという間違ったイメージ、認識を持たれがちなんですけれども、ぜひ半島で売るという点でのブランド化は、差とか、個性なんだよと。他になくて、半島にあるものということで、この共通認識を持って、自分たちの個性や持ち味を誇ってブランドをつく

っていくというふうに取り組みたいなと思っています。

最後、3点目、マンパワーの確保の点についてなんですが、ここは地域活性化起業人や、地域おこし協力隊、そういった制度をふんだんに使っていただきたいのと、最近、私がちょっと現場で感じるのは、少額でもいいので、一定の経費を渡しちゃって、人を確保する。それが、通年雇用みたいなことではなくても、ちょっと他県から年、二、三回通ってもらいたいとか、こういうことがあるので、このアドバイスをしに来てほしいとか、もしくは、いい原料があって、食品メーカーに試作をしてもらいたいみたいなときにも、少額でもいいので、経費を渡しちゃったほうが物事が早く進むなと思っています。

御支援いただきたいのは人件費のサポート、ここをお願いしたいなということを考えながら、いつも現場に立っております。

以上でございます。

【小田切部会長】      ありがとうございます。最後の渡し切り型の人材育成というのは、1つ大きなヒントをいただいています。

それでは、中嶋先生、お願いいたします。

【中嶋特別委員】      中嶋でございます。この部会も長く参加しているんですが、数年に1回しか開かれないので、昔勉強したことを少し思い出しながら、今日の資料も読ませていただいて、半島振興の重要性というのを改めて大変感じたところでございます。

私は農林水産業の経済の勉強をしておりますが、今日頂いた資料の5ページ目で、農産物・水産物のアクティビティが全国の中で非常に高い割合を占めているというのを改めて気がつかされて、ちょっとびっくりしているところです。

ただ、全国の農業産出額や水産業の売上げが下がってきているところで、もしかすると、半島が頑張るとどまっているところが相対的に割合を高めているというところもあるのかなと、そういう分析をする必要があるという気がいたしました。

どうしても地理的に不利なところで活動されていらっしゃるんで、先ほども幾つかお話がありましたけど、やっぱり高いものを作らないと割に合わない。輸送費もかかりますし、ロットも小さくて、非常に不利だと思いますので、そういった状況にあるのかどうかというあたり、つまり、この地域の農産物や水産物の単価がどのぐらい高いのかどうかということは分析して、この推移を見ていく必要があるんじゃないかと思います。

ただ、地域としてこの単価を計算するのは非常に難しいので、ここは工夫が必要だと



思います。

それで、以前に、この部会でいろいろ教えていただいたときにすごく印象的だったのは、半島の活動というのは、実は半島の根元にある経済と非常に密接に結びついている。実は半島部分が廃れていくと、大きな都市、もしくは中小の都市かもしれませんが、半島の根元の経済も非常に危うくなるというお話を伺ったことがすごく印象的でした。

そういう意味でのネットワーク効果みたいなものが厳然として存在しているんだろうなと思います。いろいろな振興政策を行う上で、ここそこの地域が個別に活動するのではなくて、いろいろな地域との連携というのが多分とても重要だと思うんです。

もともとは舟運で半島を巡るような形で経済圏が出来上がっていて、結構リモートではあっても、素晴らしい産業活動、高い文化を維持されているというのがこの地域の特徴だと思うんです。そういったもの、歴史・伝統に基づいたネットワークがどのぐらい存在していたのか、それがまだどれぐらい維持されているのかということを調べたほうがいいんだろうなと思っています。

それから、もう一つは、半島内の周回道路、もうかなり整備されてきていると思うんですが、そういった交通網の発達によって、また新しいネットワークの構造が出来上がっているんじゃないかと思うんです。そういったあたりも、うまくどう利用するのかという視点が必要ではないかと思った次第です。

先ほど坂田先生の御指摘で、ああ、そうなのかと気がついたのは、過疎法の政策とダブっているところが非常に多いので、そちらでカバーできれば、それでよろしいんじゃないかという視点もあると思います。そういう意味では、水平的な振興制度と、それから半島振興のような垂直的な振興制度をどういうふうに組み合わせるかということが重要かと思います。

そのときに気をつけたいのは、やはり半島ならではの特徴、特性、それに合わせた制度はここの中でしかつくれないので、そこで抜け落ちているところはないのかどうかというところです。ちょっと気になるのは、今年の12月のCOP15において、ネイチャーポジティブ関連で、30 by 30の方針が出たわけですが、私はこの地域はまさにこういう施策を推進する絶好のというか、やるべきところなんじゃないかと思うんです。

この中の自然環境の保全及び再生というのは、一番最後の34ページですけど、半島振興法には配慮規定がない。これは、ある意味、まさにネイチャーポジティブに施策を入れていく場所であるので、ここはいろいろ考えるところが必要なんじゃないかなと。

離島振興法の場合にだと、海外漂着物とか、外来生物への配慮というような対応のようですけど、ちょっと違う視点が求められていくんではないかなという印象を持ちました。

最後に、何年前だったか忘れちゃったんですが、以前にお話を伺ったときに、津波対策のことは結構話題に上っていたように思うんです。今回、そのことはあまり書いてないので、そこら辺はもう既に準備が十分なのか、どうなのかというあたり。地域として、特に海の恵みを使いつつ、海の脅威もお持ちの場所だと思いますので、防災・減災面でのそういう対策について、どういうお立場をとっていらっしゃるのかというあたりは、気になったところでございます。

以上です。

【小田切部会長】      ありがとうございます。いずれも重要な御視点をいただきました。繰り返すことはしませんが、特に地域生活圏という国土形成計画の議論とも関わって、半島生活圏といいましょうか、あるいは半島経済圏、改めて議論をする必要があるということ認識させていただきました。ありがとうございます。

中山委員、お願いいたします。

【中山特別委員】      中山です。農山村支援センターという肩書がついていますが、前に、実は東京農業大学の中に農山村支援センターというのが置かれていまして、コロナがあつて、それからセンター長が退官されるというタイミングもあつたので、今はこちらの森里川海生業研究所という、渋沢栄一さんのひ孫の渋沢寿一さんが社長を務めていらっしゃるんですが、そこへ移しましょうということで、そちらに今は移して、活動しております。

この会議、入れていただいているのは、先ほど玉沖委員からもお話がありましたけれども、半島振興のいろいろな施策に、それこそ30代の頃からずっと携わっておりまして、そういった御縁があつて、お声がけをいただいて。今は、主として農山村側から事業を立ち上げるサポートをするというのを、ここ四、五年中心にやっています。

特に、製品の開発であつたり、いろいろな地域課題を具体的にどう解決をしていこうかというところが多いです。そんなお話を今日しようかなというふうに思っていたんですが、今、中嶋先生のお話から、ちょっと別な方向の発想が生まれたので、ちょっとそのお話をと思います。

今日、沼尾先生のお話とか、岸本先生代理の阪口さんのお話、環境の問題と、市町村

の問題と、その辺のお話がなかなかずれが出るよという話があって。たまたま先々週、西伊豆に行っていて、泊まった民宿がまきばというんです。上のほうに牧場があるから、上のまきばですかって言ったら、そうじゃなくて、昔ここに上から切ったまきを置いている。その場所があったから、まきばという屋号なんだというお話をされて。

そのまきはどうしたんですかと言ったら、それは川崎とか、京浜工業地帯に船で出していたんだと。それはいつ頃の話ですかと言ったら、昭和30年代だと。その頃まで、実は薪を切って半島から出す、伊豆半島の話ですけど、主要な産業だった。要は、後ろが宝の山だった。

ところが、今は半島というと海のイメージがあるので、何となく漁村というイメージを持ちちゃうんですけど、全然、当時の地域の印象と、支えていた経済のインフラが違うんだなというのを受けて、今日のお話があったんですが、再生エネルギー。半島の中で、電力を使う幹線がない。だから、電力ってなかなか回せないんですけど、単純に熱を転換させるための木質バイオマスの利用であれば、実は非常に使いやすい。

じゃあ、木質バイオマスってどこで使っているんだといったら、半島は温泉が多いですよ。でも、温泉施設って加温ボイラーを必ず使って、重油で燃しているんですね。そこをちょっと変えるだけで、中ががらっと変わる。要はまきの中で流通できるようになる。そんなつくり方をしようねって言ったのが、二、三年前、里山資本主義ということで非常にはやりましたね。あの発想なんだなというのが1つあります。

そういう意味では木質バイオマスというのは半島であまり着目されていないんですけど、使ってみるというのは1つの考え方。

それから、環境のお話でいくと、環境省さんというのは、基本的に環境政策って流域圏で考えなさいという話になっていて、海があって、都市があって、後ろに山があってなんですけど、半島って、考えると、小規模河川の流域圏の集合体みたいなところなんです。なので、そう考えると、流域圏という発想でもう一回、半島の環境を考えるベースを切り替えてあげると、実は山側の人と町側の人との関係というのは再構築できないのだろうかというのを、今日、先生方のお話を聞いて思いました。

それで、最後なんですけれども、配慮事項の規定をずっと、昨日見ていたんです。そうしたら、基本、過疎法でカバーできるよなと思って一個一個チェックしていくと、何と半島の中心的な役割を持っている市は、これから全部漏れるんです。例えばむつ市であるだとか、伊万里市であるだとか、館山市であるとか、過疎法のカバーからは外れち

やうんです。

そうすると、要になっているまちのサポートというのは意外に弱いんだなと思いました。その辺は、広域的に考えようという、半島を考えるときの1つのポイントになるかなと思いました。

以上でございます。

【小田切部会長】 これも重要な視点をいただいたと思います。広域的な視点を考えると、拠点という発想が出てきますが、そこをしっかりと見ていくということだと思います。ありがとうございます。

それでは、永澤委員、お願いいたします。

【永澤特別委員】 永澤でございます。御無沙汰しております委員の皆さんもたくさんいらっしゃいますが、ほぼ御説明いただいた資料と皆さんの御意見で、大体考え得ることの情報は出尽くしたのかなと思っております。

ちょっと私なりに、事前に頂いた資料、あと席上で頂いている、この御議論いただきたい事項についても、ちょっと拝見しながら、皆さんの御意見を伺いながら、4点ほどお話ができればなと思っております。

まず1つ目なんですが、半島振興を考えていった場合に、例えば今、既に2050年には日本の人口が1億人を下ると。2100年には4,000万人台まで減っていくと。既にそういった人口減少、高齢化率が進んでいく中で、果たして全ての半島が栄える方向に行けるのかという現実を考えていった場合には、やっぱりめり張りがすごく視野として必要だろうと思っております。

どうということかと申し上げますと、例えば住民を増やすという戦略を持つ地域もあれば、観光地として栄える地域もあれば、ないしは働くという場所として栄える地域もあれば、場合によっては人が増えないけれども、ネットである程度売上げを高めていく地域もあれば、いろいろなバリエーションがあると思っています。

そういったものをそれぞれの地域で考えながら、また地域の中でも、地域集落ごとで違う色合いを考えていくということも含めて戦略を立てていくことがとても大事で、全てのまちに人口を誘致し、観光客を誘致しというのは、恐らく限界になるんじゃないかなというのが1点あります。

そういったことを各地域ごとで考えていただくということがとても大事で、僕は支援策という言葉はあまり好きではなくて、自立支援策というんでしょうか、自分のまちは

こうしたいんだという意思を持っている方々が、それを戦略だってやったときに初めてお金が生きてくる、政策が生きてくるということも、ちょっと重視していただきたいというのが1点目でございます。

2点目でございますけど、先ほどの地域経済循環というお話がありました。ある地域、例えばこれは半島ではないですけど、上勝町の葉っぱビジネスとか、あとは馬路村の柚のまちづくりとか、いろいろ活性化している地域の1つの課題だなと思っているのが、お金を稼いでも、地域で使う場所がないんですよね。お金が回らない。お金を稼いだ後に、地域の中でそれがどう消費し合えるかということがとても大事で、商店街にしろ、まちが衰退すると、結局あるプロジェクトでお金が稼げても、全くそれが地域の中で享受できない。

この問題をどう考えるかということがとても大事です。やっぱり稼いだ後にどう使うかということで初めて、地域というのは豊かさが享受できるんじゃないかなと思っているので、そういう展望を描いた上で、それぞれ地域ごとでの稼ぐ、または活性化する戦略ということをぜひ両立で考えていくのが大事なかなと思っております。

それから、3点目でございますけれども、最近では意外と農家の中でも二極化を感じています。いわゆるスーパーやJ Aに卸すような大量生産、大量消費である程度ビジネスが成り立っているケースもあれば、20代、30代で結構農家に、いわゆる職を替えて、年収1,000万、2,000万の方も意外と増え始めてきているんです。

意外と、そのケースでいくと、マルシェであるとか、先ほどお話のあったいわゆる多品目小ロットでつくりながら、例えば私のつくっている大根は、とにかくおでんにすればナンバーワンだ、または、ざるそばに入れたら、いわゆるナンバーワンの辛味が出ると。そういう、もともと日本にも在来種って物すごくあったんですけど、今、スーパーに行くと、大体1種類しかなくなってきていると。

そういう意味では、ちゃんとそういった戦略を持ちながら差別化をしている農家が、かなりうまくいっていると。そういったケースも含めて、杓子定規的に売上げを上げるのではなくて、差別化をどう図る商品をつくっていくか。そこには、先ほどお話があったパッケージとか売り方ということも含めて、工夫が必要かなと思っております。

最後になりますが、最近、やっぱり経済的な活性化もとても大事なんですが、企業もCSR、SDGsと言われております。一方では、個人もウェルビーイングという表現がされていますが、やっぱり田舎で暮らす、いわゆる魅力というものが、働き場がある

よ、田舎暮らしができるよだけではなくて、ハイブリッドな1つの魅力みたいなものをどう整理しながら伝えていくかということも、とても大事なかなと思っております。

そういう意味では、バランス的な暮らしというんでしょうか、それをちゃんと言語化しながら伝えていく、ストーリーもそこに加えていく。そういう中で、多くの方々が、一度まちに来ていただくと、実は愛着が出るので、あの人に会いたい、また行こう、または、あそこに1回行ったけれども、最近頑張っているから、ネットであの商品を買おうとか、いわゆるファンをどうつくりながら、ストーリー性含めて、地域をちゃんという方向性に示していくかという工夫がとても大事なかなと感じているところでございます。

以上です。

【小田切部会長】      ありがとうございます。これも、半島の戦略を語っていただきました。特に半島の戦略の多様性ということが印象に残りました。ありがとうございます。

それでは、野口委員、お願いいたします。

【野口特別委員】      野口です。ゆとり研究所という名前で、自分の事務所で各地の地域づくりのお手伝いをしております。併せて、スローライフ・ジャパンというNPOで20年くらい、スローライフの運動をし、各地の地域づくりのお手伝いをしている者でございます。

今日の議論いただきたい事項と、前もって頂いたメモ、今日席にもあるこの紙の上から3番目、私は、このまちづくりに関わる住民をつくるということを専らずっとやっております。ここのこと1点について申し上げたいと思います。

私、一番大事なのは、このまちづくりに関わる住民をつくりたいと思っている側が、実はまだまだ時代に合っていないというか。これは半島に限らずだと思うんですが、今日、前もって頂いたこの資料の14ページ、自治体職員向けのテキスト・ガイドラインというのがありまして、こういうことをみんなで強み、弱みで勝つとか、考えてみようとか、戦略策のフローなんていうのがありまして、ああ、こんな指導まで自治体職員さんに向けてやっているんだなと。

逆に、ここまでしないと駄目なんだなということがよく分かるんですけども、でも、このくらいかゆいところまで手が届く指導をしてあげないと、人づくりをやる側に立つポジションというのは、また立場がころころ変わりますので、大変なんですね。ここが新しい時代に合わせた発想を持ってないと、人がつながれないんです。私は、「つながりコーディネーター」という役割が非常に大事だと思っています。

地域に行きますと、えっ、隣にいるのに、何でこの人を知らなかったのということが多々あるんです。田舎の人は、皆知っているよというふうに思われると、これは違っていまして。例えば、まちづくりの会合を開きます。それを主催する側が、じゃあ、商工会だったとすると、商工会の婦人部だ、青年部だ、1人ずつ出してもらって、並んでもらって、いつもの人だというような人の集め方をするんです。

出会いが固定化しちゃうわけです。じゃあ、農業系だ、JAのこれは青年部だと。農業系の人ばかり集まっちゃう。結局、人を集めて育てようと思う側に、今の既存の組織とは違う形で人を集めて、つなげようという発想がない限り、新しい出会いも、つながりもできないんですよ。それをまた、行政の方々は非常に慎重で、または怖がります。

例えば、この指とまれという形で人を集めましようと言っても、そんなことをしたら変な人が来ちゃう。変な人が来て悪いんですか、みんな変じゃないですかという発想が持てないんですよ。いやいや、変なことを言い出すと困るからと。困ればいいじゃないですかということなんです。

私、島原半島の雲仙市に通って長いんですが、ここでは、結構、よし、やってみようという怖がらない行政職員の方もいらっしゃるって、この指とまれで組織をつくりました。そうしますと、農業の方、普通の主婦の方、漁業の方、例えばおじいちゃん、たこばかり作るのが大好きな人とか、塩辛名人とか、いろいろな人が集まって、そういうネットワークでまちおこしが行われます。

そうすると、多様な人がお互いに磨き合って、新しいつながりで、こんなつながり方とか、議論の仕方は初めてだという形で、わいわいしていくんです。そこに加わっている自治体職員の方も、一番最初は、本日はお集まりいただきありがとうございますと、紙に書いた御挨拶を読んでいた人が、そのうちそんなのはなくなって、発言できるようになるんです。

こういうつながりをつくるのってすごく大事で、その辺はこういうガイドラインがやっぱりあって、自治体の職員の方とか、そういう団体の育てる側にいる人を指導するところのノウハウ、それを半島のところの先まで届けないと、なかなか自分からは変わり得ないところだなと思っています。

さっきこの会議が始まって1時間10分して、この紙コップが出てきましたよね。それまで、この長いペットボトルを、委員さん、みんな飲むのかと、ちょっと様子を伺ってましたら、これが出てきて、やっとなら飲めた方、いらっしゃると思うんです。これも、

やっぱり、このつながりのコーディネートがわざなんです。こういうところも含めて、「つながりコーディネーター」を育てる。半島でまず育てて、半島は人のつながりが先進的であって、すごいよ、あそこはというようなところまで持っていきたいと思うんです。

例えば、十津川村という紀伊半島の、これは奈良県ですけども、そこに、私は自宅から8時間半かけて何うんです。そこで、これは逆に私の失敗事例なんですけど、子育てについてのことを話しましょうよと、若いママさんが集まって話しましょうということになりました。ですから、私は子育てについての意見をみんなが出してくれるかと思ったら、実は蓋を開けると、子育てのことは横に置いて、こういうことをしたい、ああいうことをしたいって、全く新しい意見をどんどんおっしゃってくれるんです。

話を聞くと、どこから来たんですかって、神戸から来ました、それから東京から来ました、どこから来ましたと。よくここまで来ました、十津川村まで。結婚して、すごい大恋愛して来ましたとか。そうすると、皆さん、要は元祖移住者というか、地元では若嫁さんと呼ばれているんですけど、移住されているんですね。

その人たちが、地元の土地の魅力を感じて、十津川村だけに伝わっているすごく珍しい保存食なんかがあるんですけど、それを大事というよりも、むしろ面白がって、これ、この食べ物、すごく面白い。みんなで研究して、やろうとしたりしている。それは、伝承というよりも面白がっている。楽しい行為なんです。

その若い女性たちはみんな、メルカリとか、そういうのを使って当たり前にありますし、デジタルも当たり前です。そうすると、こういうことをやったほうがいい、こういうものをつくろうよという話が、子育ての話は横に置いてどんどん出てきちゃって、ああ、そうか、子育てだから、ママさんが集まって、子育てのことだけ話そうと思った私の頭が古かった。

もっと、移住者たちなんだから、そういう視点で、この土地に新たな発想を入れようよというミーティングにすればよかったと、これは反省なんですけれども。そういうことが、人を育てようとする側になると、人はこれからつながれない。しかも、新しい動きは起こせないと思うので、ぜひ、「つながりコーディネーター」を半島から育てて、そのコーディネーターによってできた新しいつながりで半島を変えていければいいかなと思いました。

以上です。



【小田切部会長】      ありがとうございました。思わず聞き入ってしまいました。野口委員は地域再生マネージャーとして、大きな成果を伴う活動を各地で展開されております。ありがとうございました。

最後ですが、山下先生、お願いします。

【山下特別委員】      大東文化大学の山下です。私の専門は経済学ですが、水産業を対象とした水産経済学が専門なので、それに絞って意見を申し述べたいと思います。

今日お配りいただいた資料の5ページのところに、全国に占める割合というのがあって、水産物がとても高い割合を占めていることを、委員の皆様もお気づきかと思います。これについて、まず解説を、私の浅知恵ですけれども、申し上げます。貝類養殖業が非常に大きいのは、下北地域と渡島地域でホタテを養殖しているからと。ホタテは重いので、漁獲量的に大きくなるのと、金額でいっても、ホタテは高いので、同じようなことになると思います。高橋委員がうなずいていただいています。

それから、魚類養殖は、おそらくこの南の大隅半島とか薩摩半島とか、長崎のあたりとか、島原、この辺りでブリとタイの養殖をしていると。これら魚類養殖が半島で大きな位置を占めていると。

この2つですが、割と対照的な産業の状況になっていて、貝類養殖、つまりホタテは大変もうかっていて、御殿がたくさん建っているということです。後継者も、自分のお子さんがいなくても、ほかの人が、あなたがやめるなら、この区画を自分に取りたいというようになっていて、もういっぱいいっぱいということです。

誰に売っているかというのと、地域おこしも何も、これは輸出品なんです。ですから、青森でホタテを食べたとか、あまり話を聞かないのは、輸出して、そこでもうかっているから。そういう意味では、交流人口が海に遊びに来ると、ホタテ1本分で何百万円という価値があるので、それに目をつけられると困るぐらいのことで、たくさんの人に来てもらわなくてもいいかなと。

働く人についても、そんなには困っていないと。非常に重労働なので、機械化とか、スマート化とか、そういうのが必要だと思います。

それから、南のほうのブリとタイの養殖は、逆にもっとつくれるんですけれども、つくると、値崩れするんです。それで、生産を抑制している。ブリは外国に輸出も始まっているんですけれども、主に日本のマーケットを対象にされていて、なかなか売れないから、もっとつけれない。

そうすると所得も、漁船漁業に比べればいいんですけども、サラリーマンをするよりは、もうかっていないかなという、そういう状況がありまして、ここはマーケットの開拓と、所得の上昇を考えなきゃいけないという状況だと思います。

その現状を踏まえまして、じゃあ、何ができるかということですが、養殖業については、漁業権の許可をもらわなければなりません、5年に1回、今年の9月が一斉切替です。令和2年にできた新しい法律の下での新しい漁業権ですけども、今年の9月から始まる漁業権は、去年の9月までに確定しているんです。だから、ここはいじれないので、次は令和10年の9月です。

ですから、漁場が空いていたりして、何か新しいものをつくりたいというときは、令和9年9月までに確定しなきゃいけないんです。ちょっと半島の振興のタイミングとずれるんですけども、それでも、それに向かって何か意識して仕掛けていくということは十分あり得るだろうと。

新しい法律の下では、既存の地元の漁業者の方だけでなく、例えば企業参入とか、生産性の高さを示せば、誰でも応募ができ、外資も応募できるんです。ですから、外部の人が、特に企業形態の方が入ってくるのを地元の方は嫌うけれども、それをどのように受け止めるかということ。

それから、新しい養殖種も、ブリとタイが駄目だったら、今、サーモンがはやりですけども、それ以外でも何かできないかということを考えていくというのが、振興策になるかなというふうに思います。

あと、再生可能エネルギーのことで言うと、幾つかの場所では、洋上風力と漁業がコラボするというか、漁業は漁業権内で洋上風力を認めるという動きが割とあるのと、それから、新しいものでいうと、ブルーカーボンといって、いわゆるワカメのようなものを育てるんですけど、それが二酸化炭素の固定化だということです。これは日本ではあまりやっていなくて、海外でやっています。

それは、私たちが食べているような海藻類とはちょっと違うものらしいんです。だから、食料なのか、それとも二酸化炭素の吸収なのかという、そこにせめぎ合いがあるのではないかなというふうに思いました。漁業からの話なので、本題のところに入る前に話が終わってしまって申し訳ないんですけども、私のほうからは以上です。ありがとうございます。

【小田切部会長】      ありがとうございます。まさに御専門家としての最新情報をいただき

ました。ありがとうございます。

一巡しました。私からということになります、ほとんど言うことがなくなっていました。その前にこうしましょうか、最後に局長からお言葉をいただきますが、せっかくの機会ですから、局長の前に、ぜひ室長、ないしは課長からも、これだけ随分多方面のお話をいただきましたので、感想のようなことを、私の話の終わった後にいただければなと思っています。

私からなんですが、先ほど申し上げたように、ほとんど言うことはなくなっていますが、2つだけ申し上げたいと思います。他の地域振興立法、特に去年、一昨年と、過疎法、離島振興法。過疎法は沼尾先生と御一緒でしたし、離島振興法は山下先生とも御一緒だったんですが、改正されています。もちろん、それと比べて何が足りないのかという議論、今回うまく整理していただいたなというふうに思います。

一方では、2つの法律とも、例えば過疎法は、従来人材という言葉が条文になかったのが、書き込まれております。あるいは、離島振興法では、これ非常に重要なことだと思いますが、関係人口を目的規定の中に入れたと。多分、なかなか難しい用語の書き込みだったと思いますが、それをやっていただいた。いずれも、大きくは人材に関わるような改正がなされているということを考えると、やはり半島についても、人材についての深掘り的な提起が必要なのかなというふうに思っております。

ここの部分はかなり意識的に捉えていただいてよろしいのではないかなというふうに思います。

それから、2点目は、これは中嶋委員がおっしゃっていただいたんですが、半島が里海、里山だとすると、まさに30by30のお話だと思います。その意味で、自然環境の保全と再生というものが項目に入っていないというのは、やはりバランスに欠いているなというふうに思っております。言ってみれば、30by30のフロンティアとして半島を位置づけるという発想も出てくるだろうし、あるいは、今回、必ずしも議論されておりましたが、特に西日本の半島地域では、国立公園との重なり合いがある程度ありますよね。そういうことを考えると、やはり自然環境の保全と再生というものが、新しい法律の中でも大きな柱の1つというふうになるのかなというふうにも思います。

併せて言えば、これ3点目というよりも、2点目と重なるのですが、国土形成計画でも美しい国土、あるいは国土を美しくするという、その方向性を新たに書き込んでいただいているんですが、インバウンドが再生した場合、当然ゴールデンルートから今後は

み出していく。さすがに離島までは行けないけど、しかし、足を延ばしてといったときに、半島というのは、まさにインバウンドを受け入れる対象となり得るのではないかと考えております。

そういう意味で、景観も含めて、人々の対応も含めて、まさに美しい半島づくりということもスローガンも必要になってくるのではないかと思います。

以上、私から2点、ないしは3点ということでお話をさせていただきました。

それでは、これは室長、課長、お願いいたします。

【出口半島振興室長】 ありがとうございます。私のほうから簡単に。私ども、今後の半島振興の在り方を考えていくというのは、議員立法でもございますので、国会議員の皆様、各党各会派の意見を賜りながらということになりますけれども、今日お集まりいただいた委員の皆様方の御意見は、今後の各党各会派の議論においても非常に参考になるものが多かったというふうに感じております。

人口減少自体は先ほど委員の方からもあったとおり、ある程度予測できているというか、なかなか変えられない中で、その事実を受け入れた上で、どういうふうに対応していくべきかというか、そういったことを改めて考えなければいけないんだというふうに思いました。

未来に残していくべき場所として半島地域を位置づけていければと思っておりますので、まさに今日御指摘いただいた部分を踏まえながら、引き続き皆様の御知見も拝借して、いろいろまとめていければというふうに考えております。

ちょっとだけ補足させてください。26ページでございますが、最初は沼尾委員からだったと思いますけれども、土地利用に関しての規制の話、大変申し訳ございません、ちょっと趣旨と外れるので省いたんですけれども、農地法とかに関する処分については、産業振興に資する場合に、農地転用に対して配慮するという規定は存在しております。

逆に、環境保全をするというタイプの土地利用に関しての規定は存在していないという趣旨で、ちょっと御説明させていただきました。

あと、ふるさと納税に関してのお話、玉沖委員からだったと思いますけど、資料の15ページでございます。右側の絵のところ、説明を省略してしまって申し訳ございません。ECサイト以外に、この大手のふるさと納税ポータルサイトという形で、ここも半島の食の特集ページを半島全体でつくらせていただいて、かつ、23地域ごとの半島の地域の特徴とか、自然、文化の背景とか、それから食の主な魅力というものも簡単にま

とめさせていただいた上で、特集ページも組ませていただいて、ECサイトでの販売促進、それから、ふるさと納税の寄附への支援といったものも、こちらの補正予算の事業の中で、今、対応させていただいているところでございます。

ちょっと補足させていただきました。私からは以上でございます。

【佐藤地方振興課長】 多方面からの意見、大変ありがとうございました。感想めいた話でよろしいでしょうか。本日、お伺いいたしました、私ども地方振興課で条件不利地域を担当しておりますが、本日のいただいた意見の中の2つ、今後、問題意識としてやっていかなきゃいけないなという意味では、1つは、全地域同じように振興発展ができるか、人口の取り合いになるので、個性を生かした考え方をしなきゃいけないのではないかという御意見がございました。本当にそのとおりだと思います。

ただ、基礎自治体とか自治体レベルになってそれを選択するのは非常に難しいんだろなとは思っておりますが、全国で見たときにいろいろなことを考えていかなきゃいけないという貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

もう一つ、関係人口、地域創生の発想で申しますと、野口委員からの話で、既に各地域に新たな発想を持った方はいらっしゃる、先ほどの若嫁さんではないですが。そこをどうやって活性化していくかというのが、地域を運営する人の腕の見せどころだというのは、本当に改めて御意見を頂戴して認識したところでございます。ありがとうございました。

【小田切部会長】 ありがとうございます。それでは、もう少しだけ時間がありますので、今日は非常に刺激的なお話をいただいたということもあって、もしかしたら、もう一言だけという方がいらっしゃれば、御発言いただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

それでは、ちょっと私のほうから簡単にまとめさせていただきます。もちろん、全ての皆様方の発言が有効だというふうに思いますので、妙なまとめはしないほうがいいんですが、あえて言えば、私は5つぐらい印象に残りました。

1つは、やはり関係人口も含めて、「つながりコーディネーター」も含めた人材のお話です。それが重要だということを異口同音に多くの方々がおっしゃいました。

それから、2番目には、半分以上の先生方が経済の在り方、単なる成長ではなく、ブランドとか、地域内産業循環とか、言ってみれば新しい経済の質を半島で実現するんだということが出てきたと思います。

それから、3番目は、やはり自然環境保全・再生について、半島地域の中でしっかり

位置づけるべきだという議論も出てきました。

そして、4点目は、先ほども課長からあったような半島の多様性です。これは従来から意識されているというふうに思いますが、今後ますますこの視点が重要だなということが出てきたように思います。

それから、最後、5点目ですが、半島地域はおのずから広域地域です。そこにおける県と市町村の役割も含めたリアルな関係性を意識したような制度といいましょうか、現にそうなっているわけなんですけど、そこを、我々、もっともっとリアルに考えなくてはいけない、そういう問題提起もあったように思います。

私の勝手な印象ですが、そんなことも含めて、先生方の意見をぜひ受け止めていただきたいと思います。

それでは、局長、最後に御挨拶をお願いいたします。

【木村国土政策局長】 先生、ありがとうございます。今日、改めてこの部会の皆さんの御意見を伺ったんですけれども、現場、フィールドで活躍されている方が多いので、非常に現場のリアルな状況をお話しいただいており、そういう意味で非常に我々としては参考にさせていただきます。

また、我々が考えていることと、現場とは違うよということが多分あるんだと思うんです。そういうことを率直に言っていただければと思います。沼尾先生、冒頭言われましたけど、県と市が若干違うというのも当然あるでしょうし、県と国が違うということもあると思うんです。国と市の中でまた活動されている方々と、我々、国が伝言ゲームみたいになると、またますます離れてしまうということになりますので、まさにフィールドで活躍されている方の御意見をしっかり我々に届けていただければ、我々、それを踏まえ新しい政策を考えていきたいと思っております。

今日、皆さんの御意見を拝聴させていただきながら、私として気づきが幾つか、4点ほどありました。1つが、やはり過疎法と離島法とのこの半島法との違いというのをしっかり意識しなければいけないと、改めて思いました。

1つは、過疎法というのはやっぱり最終的には自治体を支援する、行政を支援するという仕組みでありますので、ちょっと違う。離島というのは、同じ条件不利地域でありますけれども、やはり海に囲まれているということで、若干違うということであります。半島の一番の特徴は何かと思うと、広域なんだと思うんです。

地図も見たんですけど、非常に広域に市町村が複合的に、広域で構成されているのが

半島。空間的に広がっているのが、これが半島の過疎法と離島法と違う一番の特徴かなというふうに、改めて今日気づきました。

そういう意味で、中嶋先生からのお話もあったり、あと、ほかの先生からありました、中心都市が逆に過疎から離れていて、ちょっと大丈夫かなという御意見があったり、根っここの市町村との連携みたいなこと、経済的に一体になっていると。そういう視点というのは、まさにあまり今までなかったかもしれません。そういう意味では、広域で地域経済、地域の連携というものを考えていく視点というのが1つ、大事なのではなかろうかなということを気づかされました。これが1点目でございます。

もう一つは、去年まさしく離島法の改正をやらせていただきました。離島法の改正のときに国会でも議論があったのが、一番の議論は、もちろん関係人口、これは非常に前向きな議論として、新しくあったんです。離島法の場合は、大体皆さん、心配されるのが医療とか、福祉とか、そういうことなんです。やっぱり生活に非常に関係してくるところで心配されているのが離島振興法なので、そこをしっかりとっていただくということです。

今日、皆さんのお話を聞いていると、やっぱり半島の場合は、経済です。半島経済をどうやっていくかというのが、やっぱり主要テーマなのかなということも、これも今日、改めて皆さんのお話を聞いて、なるほどなというふうに思ったところでございます。そういう意味では、経済という意味でも広域性というのを頭に置きながら考えていかなければいけません。

もう一つ、国土形成計画でも今議論しているんですけども、坂田先生からもお話がありました、新しい形での官民競争。要は自治体だけじゃなくて、やっぱり民間の方々にももう少し頑張っていただく、そういう新しい法人、ローカルマネジメント法人とかという言い方をしていますけれども、そういう主体をつくって、地域の経済を循環させていくと。そういう地域のガバナンスといいますか、マネジメントの仕方というのを新しく考えていきたいというのが、今回の新しい国土形成計画のテーマにしているんですけども。

そういう意味からも、経済というものを頭に置きながら、新しい半島振興法を考えていかなければいけないと改めて思ったということでもあります。

もう一つ、最後になりますけれども、30by30の話がありました。それもまさしくごもつともだなど、改めて思いました。これは政府全体としても進んでおりますし、環境省を中心に進んでおりますけれども、30by30は数字でありますので、今、環境省

さん、一生懸命数字を積み上げてやっております。我々、国土交通省の観点からすると、空間をあずかっている役所でありますので、数字として30を達成するだけではなくて、それが空間的にどういうふうに配置されて、ネットワークされて、生態系が守られているかというのが、やっぱり重要だと思っております。

ですので、半島というのは、30 by 30、フロンティアだというふうに、部会長もおっしゃいましたけれども、そういう意味で、生態系ネットワークというのを、新しく半島振興の1つのテーマにしていくというのも、大きな視点だなというふうに改めて思いました。

ちょっと煩雑になりましたけれども、私、今日気づかせていただいた点をお話しさせていただきました。また数年に1回しかと、中嶋先生からもお話しいただきましたので、半島振興法、あと2年ちょっとありますけれども、もう少し開催頻度を増やしながら、皆さんの御意見を伺いながら、新しい法律の中身を考えていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【小田切部会長】      どうもありがとうございました。

それでは、これで終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、事務局にお返しします。

【佐藤地方振興課長】      小田切部会長、進行をありがとうございました。

事務局から、今後の予定について御説明申し上げます。次回の部会につきましては、部会長と相談いたしまして、改めて御連絡させていただきたいと存じます。

また、本日の議事の概要につきましては、速やかにこれを公表したいと思っております。議事録につきましては、皆様に御確認させていただいた上で、公表させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。本日は、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

— 了 —